

## 大学情報化職員研修会

2004.10.6～8(A日程) / 10～13～15(B日程)

## 個人情報保護対策に関するアンケート調査報告書

2004(平成16)年12月1日

来年4月の「個人情報の保護に関する法律」の完全施行に伴い、大学にはプライバシー保護や情報セキュリティに係る十分な対応策を講じるとともに、これらの対応策について関係者に分かりやすく説明していくことが求められている。

このたび、研修運営委員会では、個人情報保護に関する現時点における各大学の取り組みを把握するとともに、大学職員の意識を浮き彫りにすることを目的に、「平成16年度大学情報化職員研修会」において参加者を対象としたアンケート調査を実施した。なお、本アンケート調査は、回答作業の中で参加者に個人情報保護に関する意識を喚起させる効果を期待するとともに、調査票を各大学において意識調査や啓発活動に活用いただくことを二次的な目的とした。

結果の分析にあたっては、各設問の単純集計の他に、対象者の属性(所属や役職、個人情報の取り扱い状況等)と個人情報保護に関する意識(危機意識や関心度、対策基準策定についての考え方等)の関係を明らかにすることを試みた。なお、調査から得られた大学の取り組み状況については、調査対象が本研修会参加大学に限定され、しかもひとつの大学から複数の職員が回答することもあるため、必ずしも実態を反映しているとはいえないが、私立大学における現時点の取り組みの概況を把握する上で有用と考える。

私立大学情報教育協会 研修運営委員会

## 個人情報保護対策に関するアンケート調査報告書

調査対象者：平成16年度大学情報化職員研修会参加者

調査実施日：2004（平成16）年10月6日～8日及び10月13日～15日

有効回答数：273件（回答対象者数は参加者数294名+運営委員29名から賛助会員参加者28名を除外した295名であり、回答率は92.5%であった。なお、調査票の回収数は283件であったが、「大学の種別・規模」が未回答のもの（10件）については、賛助会員（一般企業等）による回答とみなし、集計から除外した）

Q2. あなたの大学の種別・規模は？（択一式）				
1	大学（学生数2万人以上）	42	15.4%	
2	大学（学生数1万人以上）	73	26.7%	
3	大学（学生数5千人以上）	83	30.4%	
4	大学（学生数3千人以上）	40	14.7%	
5	大学（学生数3千人未満）	31	11.4%	
6	短期大学	4	1.4%	

本研修会には1大学から複数の職員が参加する場合があったため、参加大学の実数ではない。複数名で参加したと回答した人数は170人（全体の62.3%）であった。うち、3名以上で参加していると回答した人数は97名であった。したがって、今回の集計の中で「対策や規程の整備状況」等、大学としての取り組みに関する集計、あるいは「大学の種別・規模」とのクロス集計を行っているものについては、あくまでも参考資料として取り扱うことが妥当である。なお、[5]と[6]にチェックされていた回答票（1件）については、「6：短期大学」に含めて処理した。

Q3. あなたの現在の所属部署は？（択一式）				
A	入試、学生、学事・教務、就職、総務・人事・給与、教員	111	40.7%	
B	研究、図書、情報センター	77	28.2%	
C	情報システム	48	17.6%	
D	広報・企画、財務・経理・会計、施設・管財、その他	37	13.6%	

各部署を上記のように、個人情報を取り扱うレベル、内容に応じて大きく4つにグルーピングした。グループA（学生及び教職員のセンシティブな個人情報を扱うことが想定される部署）、グループB（基本的な個人情報あるいはそれに付加される情報を扱うことが想定される部署）、グループC（サーバやネットワークという側面から個人データの安全管理を行う情報システム部門）、グループD（それほど個人情報を取り扱う場面が想定されない部署）。

Q 4 . あなたの役職は？（択一式）				
部課長等	局長、室長、部長、課長	32	11.8%	
係長等	係長、主任	62	22.8%	
一般職員	非管理職	178	65.4%	
-	（未回答）	1	0.4%	



回答者の属性を役職に応じて、次の3つにグルーピングした。部課長等（全学的な観点から個人情報保護対策を推進する役割、あるいは部局単位で統括的な対策を推進する役割が期待される局長あるいは部室課長）、係長等（保護対策の実施について実務面で担当者の指揮、指導の役割を担うことが期待される係長、主任）、一般職員（対策基準を遵守しながら実務を遂行する業務担当者）。

Q 5 - 1 . あなたが担当されている業務で取り扱う個人情報の種類は？（複数回答）				
1	学生	211	77.3%	
2	教職員	175	64.1%	
3	入学出願者（資料請求者含む）	44	16.1%	
4	同窓生	52	19.0%	
5	その他	27	9.9%	
6	業務では個人情報を取り扱わない	16	5.9%	








「業務では個人情報を取り扱わない」と回答した割合は、わずか5.9%であり、参加者の大多数が何らかの個人情報を日常業務の中で取り扱っている状況にあった。なお、「その他」として、「父母」、「保証人」、「地域住民」、「一般社会人」、「付属学校生」、「派遣職員等」、「企業人事担当者」という回答があった。

Q 5 - 2 . 担当されている業務で取り扱う個人データは、それぞれおよそ何人ぐらいですか？				
1	3万人以上	41	16.9%	
2	5千人～3万人未満	107	44.0%	
3	1千人～5千人未満	63	25.9%	
4	1千人未満	32	13.2%	




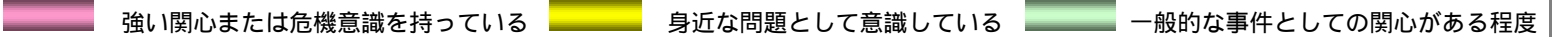
調査では取り扱い個人情報の種類ごとにデータ件数を回答させたが、ここでは、これらを合計した上で集計した。日常的に5千件を超える個人データを業務の対象としている回答者の割合は、全体の60.9%に及んだ。それぞれの種類の回答の最大値は、学生「4万人」、教職員「6千人」、入学出願者「8万5千人」、同窓生「70万人」であった。

Q 6 . 日常的に業務を遂行する上で、個人情報保護に対してどのような意識を持っていますか？ ( 択一式 )				
1	強い関心または危機意識を持っている	101	37.0%	
2	身近な問題として意識している	151	55.3%	
3	一般的な事件としての関心がある程度	20	7.3%	
4	まったく意識していない	0	0.0%	
-	( 未回答 )	1	0.4%	






「まったく意識していない」と回答した人数はゼロであった。一方、全体の9割以上が「強い関心または危機意識を持っている ( 37.0% )」または「身近な問題として意識している ( 55.3% )」と回答した。

Q 3 × Q 6 . 「所属部署」と「個人情報保護に関する意識・関心」の関係							
A	入試、学生、学事・教務、就職、総務・人事・給与、教員						
B	研究、図書、情報センター						
C	情報システム						
D	広報・企画、財務・経理・会計、施設・管財、その他						
			強い関心または危機意識を持っている		身近な問題として意識している		一般的な事件としての関心がある程度

所属部署別に、意識・関心の度合いを見ると、「強い関心または危機意識を持っている」と回答した割合が最も大きい部署はCグループ(情報システム部門)であった(58.3%)。一方、日常業務の中で比較的センシティブな個人情報を取り扱うと思われるAグループ(入試、学生、学事・教務、就職、総務・人事・給与、教員)では、約7割が「身近な問題として意識している」と回答したものの(67.2%)、「強い関心または危機意識を持っている」と回答した割合は4分の1(26.4%)に止まり、他の部署に比較して相対的に低かった。また、Bグループ(研究、図書、情報センター)とDグループ(広報・企画、財務・経理・会計、施設・管財、その他)は、ともにAグループとCグループの中間的な傾向を示した。

Q4 × Q6 .「役職」と「個人情報保護に関する意識・関心」の関係		
部課長等	局長、室長、部長、課長	 56.2%(18)                      34.4%(11)                      9.4%(3)
係長等	係長、主任	 39.3%(24)                      54.1%(33)                      6.6%(4)
一般職員	非管理職	 33.1%(59)                      59.6%(106)                      7.3%(13)
		

職階別に意識・関心の度合いを見ると、部課長等の半数以上が「強い関心または危機意識を持っている」と回答した（56.2%）。一方、一般職員については「強い関心または危機意識を持っている」と回答した割合が3割に止まっており（33.1%）。職階による意識・関心の違いが認められた。保護対策の実施について実務面で担当者の指揮、指導を担うことが期待される係長等については、一般職員に近い状態ではあるが、両者の中間的な傾向を示した。なお、部課長等の約1割が「一般的な事件としての関心がある程度」と回答しており（9.4%）、一定層の管理職が意識・関心の低い状態にあるという実態も認められた。

Q5 × Q6 .「日常的に取り扱う個人データ数」と「個人情報保護に関する意識・関心」の関係		
1	3万人以上	 56.1%(23)                      34.1%(14)                      9.8%(4)
2	5千人～3万人未満	 38.7%(41)                      56.6%(60)                      4.7%(5)
3	1千人～5千人未満	 27.0%(17)                      66.7%(42)                      6.3%(4)
4	1千人未満	 25.0%(8)                      65.6%(21)                      9.4%(3)
		

日常業務で取り扱い対象とする個人データの件数と意識・関心の度合いを見ると、3万人以上のデータを取り扱っている者の半数以上が「強い関心または危機意識を持っている」と回答した（56.1%）。また、「強い関心または危機意識を持っている」と回答した割合は、データ件数が少なくなるにつれて低下する傾向が認められた。

Q7.「個人情報の保護に関する法律」の内容をどの程度理解していますか？（択一式）				
1	法律の趣旨及び条文の内容をほぼ理解している	8	2.9%	
2	趣旨は理解しているが、条文については部分的に知っている程度	79	28.9%	
3	趣旨は理解しているが、条文についてはほとんど知らない	97	35.5%	
4	趣旨はなんとなく知っている	46	16.9%	
5	法律が存在することは知っている	41	15.0%	
6	法律が存在することすら知らなかった	1	0.4%	
-	（未回答）	1	0.4%	

7割近くが法律の趣旨を理解している状況にあった（選択肢[1]～[3]の合計、67.3%）。うち、8名（全体の2.9%）は、「1.法律の趣旨及び条文の内容をほぼ理解している」という回答だった。しかしながら、法律の条文に関する理解度を見ると、「知らない」と回答した割合が全体の7割近くに及び（選択肢[3]～[6]の合計、67.8%）。法律の完全施行を半年後に控えながら、保護対策を具体化するにあたっての知識、理解という点で多くの職員が決して十分な状態にはない実態が認められた。

Q3×Q7.「所属部署」と「法律の理解度」の関係	
A	入試、学生、学事・教務、就職、総務・人事・給与、教員 
B	研究、図書、情報センター 
C	情報システム 
D	広報・企画、財務・経理・会計、施設・管財、その他 
















「趣旨も条文の内容もほぼ理解している」あるいは「趣旨は理解、条文を部分的に知っている程度」と回答し、高い理解、知識を有していると認められる者の割合について見ると、Bグループ（42.8%）及びCグループ（35.4%）が高い値を示している。逆に、「趣旨はなんとなく知っている」、「法律が存在することは知っている」あるいは「法律が存在することすら知らなかった」と回答した割合が高かったのは、Aグループ（38.7%）及びDグループ（38.9%）であった。

Q4 × Q7 . 「役職」と「法律の理解度」の関係		
部課長等	局長、室長、部長、課長	 12.5%(4) 43.8%(14) 25.0%(8) 12.5%(4) 3.1%(1) 3.1%(1)
係長等	係長、主任	 1.6%(1) 40.3%(25) 33.9%(21) 9.7%(6) 14.5%(9)
一般職員	非管理職	 1.7%(3) 22.6%(40) 37.9%(67) 20.3%(36) 17.5%(31)

部課長の半数以上が「趣旨も条文の内容もほぼ理解している」あるいは「趣旨は理解、条文を部分的に知っている程度」と回答した（56.3%）。一方で、一般職員に理解度の低さが認められ、「趣旨も条文の内容もほぼ理解している」あるいは「趣旨は理解、条文を部分的に知っている程度」と回答した割合は職階の中で最も低く（24.3%）。逆に、「趣旨はなんとなく知っている」あるいは「法律が存在することは知っている」という程度の割合は最も高かった（37.8%）。

Q5 × Q7 . 「日常的に取り扱う個人データ数」と「法律の理解度」の関係		
1	3万人以上	 12.2%(5) 34.1%(14) 19.5%(8) 17.1%(7) 17.1%(7)
2	5千人～3万人未満	 1.8%(2) 31.8%(34) 39.3%(42) 15.0%(16) 11.2%(12) 0.9%(1)
3	1千人～5千人未満	 0.0%(0) 22.2%(14) 36.5%(23) 17.5%(11) 23.8%(15)
4	1千人未満	 0.0%(0) 28.2%(9) 37.5%(12) 25.0%(8) 9.3%(3)





3万件以上の個人データを業務対象とするグループの半数近くは、「趣旨も条文の内容もほぼ理解している」あるいは「趣旨は理解、条文を部分的に知っている程度」と回答し、法律に対する高い理解度を示した（46.3%）。特に、このグループの中の5名が「趣旨も条文の内容もほぼ理解している」と回答した。

Q 8 . あなたの大学では、法律が公布される以前から個人情報保護に対する対策（体制や規程の整備、教職員への啓発・教育活動等）は行われていましたか？また、法律公布後の変化はありましたか？（択一式）					
1	以前から取られていた	79	28.9%		
	1	さらなる対策強化を行った	14	17.7%	
	2	対策強化へ向けた作業を進めている	26	32.9%	
	3	対策強化へ向けた検討を開始した	13	16.5%	
	4	対策強化へ向けた検討を予定	10	12.6%	
	5	特に大きな変化はない	12	15.2%	
	6	不明	4	5.1%	
2	以前は取られていなかった	141	51.7%		
	1	新たな対策を講じた	14	9.9%	
	2	対策実施のための作業を進めている	40	28.4%	
	3	対策実施へむけた検討を開始した	36	25.6%	
	4	対策実施へ向けた検討を予定	34	24.1%	
	5	特に大きな変化はない	14	9.9%	
	6	不明	3	2.1%	
3	わからない	52	19.0%		
-	（未回答）	1	0.4%		

回答者の3割が、対策が法律公布「以前から取られていた」と回答した（28.9%）。公布後の変化については、約7割がさらなる対策強化へ向けて具体的なアクションを起こしたと回答した（「さらなる対策強化を行った」が17.7%、「対策強化へ向けた作業を進めている」が32.9%、「対策強化へ向けた検討を開始した」が16.5%）。一方で、約半数の回答者は、対策は法律公布「以前は取られていなかった」と回答したが（51.7%）、公布後の変化について見ると、6割弱が対策の策定へ向けて動いたと回答している（「新たな対策を講じた」が9.9%、「対策実施のための作業を進めている」が28.4%、「対策実施へ向けた検討を開始した」が25.5%）。このことから、法律の公布以前から対策を講じていたかどうかに関わらず、多くの大学が既存の対策の強化あるいは新たな策定へ向けて、具体的な検討を進めている実態が認められる。





なお、この結果は回答者人数による集計であり、純粋な大学数に基づくものではないことに留意いただきたい。



Q 9 . 個人情報保護に関する学内規程の整備状況は以下のどれに該当しますか？（択一式）				
1	個人情報保護に関する体系的な規程が整備されている	30	11.0%	
2	各種規程に個人情報関連規定が分散している	26	9.5%	
3	現在、策定中である	102	37.4%	
4	今後、策定しようとしている	70	25.6%	
5	わからない	42	15.4%	
-	（未回答）	3	1.1%	

部分的な形態も含めて関連規程が策定されていると回答した割合は、全体の2割であった（「体系的な規程が整備」が11.0%、「各種規程に個人情報関連規定が分散」が9.5%）。残る8割について、今後の予定を含めると全体の約6割が策定へ向けてアクションを取っていると回答した（「現在、策定中である」が37.4%、「今後、策定しようとしている」が25.6%）。

Q 2 × Q 9 . 大学の種別と学内規程の整備状況の関係						
1	大学（学生数2万人以上）		25.7%(10)	12.8%(5)	43.6%(17)	17.9%(7)
2	大学（学生数1万人以上）		13.5%(8)	13.5%(8)	39.0%(23)	34.0%(20)
3	大学（学生数5千人以上）		10.1%(7)	11.6%(8)	53.6%(37)	24.7%(17)
4	大学（学生数3千人以上）		5.9%(2)	5.9%(2)	55.9%(19)	32.3%(11)
5	大学（学生数3千人未満）		12.0%(3)	12.0%(3)	20.0%(5)	56.0%(14)
6	短期大学		0.0%(0)	0.0%(0)	50.0%(1)	50.0%(1)

 体系的な規程が整備
  各種規程に個人情報関連規定が分散
  現在策定中
  今後、策定しようとしている

大学の規模別に「体系的な規程が整備されている」あるいは「各種規程に個人情報関連規定が分散している」と回答した割合を見ると、学生数が1万人以上の大規模大学が他に

比較して高い値を示しており、相対的に規程の整備が進んでいる実態が認められた。短期大学では、この割合がゼロであった。

Q10. 個人情報データベースへのアクセス権限に関する規定等がありますか？（複数回答）				
1	それぞれの個人データごとに所管部局及び管理責任者が明示的に規定されている	75	27.5%	
2	それぞれの個人データごとに職種に応じたアクセス権限が厳密に設定されている	134	49.1%	
3	アクセス権限設定ルールを承認する機関（データベース管理委員会等）あるいはルートが確立されている	51	18.7%	
4	その他	32	11.7%	

法律に定める安全管理措置を遂行する上で、個人データにアクセスできる者を許可する権限管理の適切な実施はきわめて重要な事項であるが、多くの大学がこの点に関して不十分な状態にあることが判明した。実施の割合が最も高かったのは「それぞれの個人データごとに職種に応じたアクセス権限が厳密に設定されている」であるが、これも約半数に止まっている（49.1%）。さらに、「アクセス権限設定ルールを承認する機関（データベース管理委員会等）あるいはルートが確立されている」と回答した割合はわずか2割弱（18.7%）と、多くの大学においてアクセス権限設定に関するルールやルートが整備されないままデータベースの運用が行われている実態が明らかになった。なお、「その他」を選択した者の記述内容は、「個人のパスワードでアクセス」、「サーバ管理者（各部長の指名による）がDB毎にアクセス権限を指定」、「運用上の権限は設定されているが明文化されていない」、「各課、もしくは職種に対するアクセス権の設定程度（厳密かは不明）」、「センター部門が、権限の担当部署への確認設定を行う」、「センター部門が権限を担当部署に確認し、センターが設定を行う」、「システム部門が決めている」、「規定はないがシステムでアクセス管理を個人毎にかけている」、「部署毎にアクセス範囲、役職毎にレベルは決まっており、システム的に与えられたロール以上のアクセスは出来ない」、「各種規程の整理中」というもので、情報センター（情報システム）部門が主導的にアクセス権限設定に関与している状況も認められた。

Q 1 1 . 過去に個人情報に関するインシデント（事件、事故等）が発生したことはありますか？（複数回答）				
1	外部からの個人情報への不正アクセス、破壊行為等	9	3.3%	
2	ウィルスやワームへの感染による個人情報の消失、流出等	17	6.2%	
3	内部関係者による侵害（流出、データ改ざん、不正利用）	8	2.9%	
4	不注意な操作による外部への流出（メールの送信ミス等）	11	4.0%	
5	情報機器の故障による情報の消失	23	8.4%	
6	個人情報を格納した情報機器、電子媒体等の紛失・盗難	15	5.5%	
7	その他	5	1.8%	
8	かつて発生したことはない	130	47.6%	
9	わからない	74	27.1%	

すべての選択肢について、インシデント（事件、事故）の発生があったという回答があった。中でも、「情報機器の故障による情報の消失（23）」、「ウィルスやワームへの感染による個人情報の消失、流出等（17）」、「個人情報を格納した情報機器、電子媒体等の紛失・盗難（15）」という回答が多かった。少なくとも1種類のインシデントを経験したという回答（選択肢の[1]から[7]にチェックした回答）は60で、全体の22.0%に及んでいる。また、複数のインシデントを経験したという回答数は18（全体の6.6%）であった（内訳は、2種類が11、3種類が4、4種類が3）。「その他」については、「学生名簿などが流出した可能性があった」、「表立ってないだけで、影では少なからず発生していたと思う」という記述があった。





















Q12. 個人情報保護のために、あなた自身が重要な対策と考えるものはどれですか？また、現時点であなたの大学で実施されている対策はどれですか？（複数可）				
1	全学的な情報セキュリティポリシーの策定	216 55	79.1% 20.1%	重要な対策と考える 対策を実施している
2	個人情報保護に関する学内規程（プライバシーポリシー）の整備	205 61	75.1% 22.3%	
3	それぞれの個人情報に関する管理責任者の明確化	169 57	61.9% 20.9%	
4	事件発生時に対応するための危機管理プランの策定	168 21	61.5% 7.7%	
5	外部監査あるいは内部調査部門によるセキュリティ対策遵守状況のチェック	89 13	32.6% 4.8%	
6	技術的な対策の強化（ファイアウォール、認証システム、暗号化通信など）	157 162	57.5% 59.3%	
7	個人情報データベースに対するアクセス権限の設定	148 157	54.2% 57.5%	
8	個人情報へのアクセス状況のシステムの監視、通信履歴の採取	112 70	41.0% 25.6%	
9	入退室管理など施設的なセキュリティ対策	89 57	32.6% 20.9%	
10	不要になった個人情報（電子及び紙媒体）の廃棄徹底	154 71	56.4% 26.0%	
11	教職員向けへの啓発、教育（研修会の開催やパンフレットの配布など）	177 45	64.8% 16.5%	
12	外注、業務委託先に対する監督	125 48	45.8% 17.6%	
13	遵守事項違反者に対する罰則規定の整備	81 12	29.7% 4.4%	
14	第三者認証（「プライバシーマーク」など）の取得	58 7	21.2% 2.6%	

重要と考える対策として上位に位置したのは、「1. 全学的な情報セキュリティポリシーの策定」、「2. 個人情報保護に関する学内規程の整備」、「11. 教職員向けへの啓発、教育」、「3. それぞれの個人情報に関する管理責任者の明確化」、「4. 事件発生時に対応するための危機管理プランの策定」であった。これらは、すべて組織あるいは人的対策であり、技術的、物理的対策よりも上位に位置する結果となった。ところが、これら重要と考えられる対策の実施状況は7.7%から22.3%と、決して十分な状態にはないことが明らかになった。一方で、「6. 技術的な対策の強化」や「7. 個人情報データベースに対するアクセス権限の設定」といった技術的な対策は、比較的高い実施状況にある。しかしながら、最近の個人情報に関するインシデントが、技術的な要因よりも、むしろ人的な要因で発生していることを考えると、各大学にとって喫緊の課題として組織的、人的対策の策定、強化へ向けた努力が求められる状況にあることが浮き彫りになった。





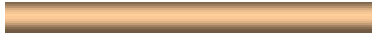










Q 1 3 . 個人情報保護対策を推進する際の阻害要因としては何が考えられますか？（複数回答）				
1	対策を実施しようにも、大学向けの具体的なガイドラインがない	95	34.8%	
2	全学的な対策基準を策定するための推進母体が定まらない	82	30.0%	
3	全学的な認知を得て対策組織、体制を構築するには大きな労力を要する	127	46.5%	
4	対策を実施するにあたっての学内諸規程の整備に大きな労力を要する	109	39.9%	
5	対策を実施、運用するための十分な要員を確保できない	56	20.5%	
6	個人情報を取り扱う教職員の意識向上のための効果的な施策が見つからない	73	26.7%	
7	対策を徹底することで、効率的な業務遂行を妨げる、あるいは情報活用の自由度が低下する	44	16.1%	
8	技術的な対策に多大なイニシャルコスト、ランニングコストを要する	32	11.7%	
9	遵守事項違反者に対する罰則規定についての方向性が見出し難い	29	10.6%	
10	その他	19	7.0%	

少なくとも1つ以上の項目を阻害要因として選択した回答は259で、全体の94.9%を占めた。また、3つ以上の項目を選択した回答は116(全体の42.5%)であった。大きな阻害要因として多数を占めた回答は、「3.全学的な認知を得て対策組織、体制を構築するには大きな労力を要する(46.5%)」及び「4.学内諸規程の整備に大きな労力を要する(39.9%)」であり、いずれも学内的な進め方に関するものであった。「2.全学的な対策基準を策定するための推進母体が定まらない(30.0%)」とあわせ、多くの大学がこの点に苦慮している実態が明らかになった。一方、「7.効率的な業務遂行を妨げる、あるいは情報活用の自由度が低下する」、「8.技術的な対策に多大なコストを要する」、「9.違反者に対する罰則規定についての方向性が見出し難い」という項目は、それほど重大な阻害要因として捉えられていないことがわかった。「その他」については、「教職員の意識改革」、「どこまでが保護に値する情報が全学的に取り決めるのが難しい」、「責任の所在(責任の擦り付け合い。セクショナリズム)」、「教員と職員の認識の温度差」、「保護者宛成績通知の是非に対する考え方、学生と成人との考え方など、具体的に伴う解釈や基準が定まっていない」、「個人情報保護の意識を高めるとすれば、学生への指導も必要となり、カリキュラムとの兼ね合いも発生」といった記述があった。





続いて、特に学内的な進め方に関する阻害要因について所属部署及び役職による見解の違いを見たところ、以下に示すように、Cグループ(情報システム)あるいは部課長等が、相対的に高い問題意識を持っていることが明らかになった。Cグループ(情報システム)及び部課長等は、「Q6(日常的に業務を遂行する上で、個人情報保護に対してどのような意識を持っていますか?)」において、個人情報保護に対して「強い関心または危機意識を持っている」と回答した割合が高かったことから、危機意識と対策実現へ向けての問題意識の相関が推察される。

Q 3 × Q 1 3 . 所属部署と学内的な阻害要因と考える項目の関係					
2	全学的な対策基準を策定するための推進母体が定まらない	A	入試、学生、学事・教務、就職、総務・人事・給与、教員	24.3%	
		B	研究、図書、情報センター	32.5%	
		C	情報システム	37.5%	
		D	広報・企画、財務・経理・会計、施設・管財、その他	32.4%	
3	全学的な認知を得て対策組織、体制を構築するには大きな労力を要する	A	入試、学生、学事・教務、就職、総務・人事・給与、教員	45.1%	
		B	研究、図書、情報センター	45.5%	
		C	情報システム	54.2%	
		D	広報・企画、財務・経理・会計、施設・管財、その他	43.2%	
4	対策を実施するにあたっての学内諸規程の整備に大きな労力を要する	A	入試、学生、学事・教務、就職、総務・人事・給与、教員	37.8%	
		B	研究、図書、情報センター	42.9%	
		C	情報システム	37.5%	
		D	広報・企画、財務・経理・会計、施設・管財、その他	43.2%	
5	対策を実施、運用するための十分な要員を確保できない	A	入試、学生、学事・教務、就職、総務・人事・給与、教員	18.9%	
		B	研究、図書、情報センター	19.5%	
		C	情報システム	31.3%	
		D	広報・企画、財務・経理・会計、施設・管財、その他	13.5%	
6	個人情報を取り扱う教職員の意識向上のための効果的な施策が見つからない	A	入試、学生、学事・教務、就職、総務・人事・給与、教員	27.0%	
		B	研究、図書、情報センター	28.6%	
		C	情報システム	29.2%	
		D	広報・企画、財務・経理・会計、施設・管財、その他	18.9%	







学内の組織的、人的対策の推進を阻害する要因として考えられる [ 2 ] ~ [ 6 ] の選択肢について所属部署による見解の違いを見たところ、Cグループ（情報システム）が他の部署よりも高い意識を持っていることがわかった。特に、「5 . 対策を実施、運用するための十分な要員を確保できない」が顕著である。ただし、「4 . 対策を実施するにあたっての学内諸規程の整備に大きな労力を要する」については、他部署より低い割合を示している。

Q 4 × Q 1 3 . 役職と学内的な阻害要因と考える項目の関係				
2	全学的な対策基準を策定するための推進母体が定まらない	部課長等	46.9%	
		係長等	40.3%	
		一般職員	23.6%	
3	全学的な認知を得て対策組織、体制を構築するには大きな労力を要する	部課長等	53.1%	
		係長等	48.4%	
		一般職員	44.4%	
4	対策を実施するにあたっての学内諸規程の整備に大きな労力を要する	部課長等	40.6%	
		係長等	45.2%	
		一般職員	37.6%	
5	対策を実施、運用するための十分な要員を確保できない	部課長等	34.4%	
		係長等	19.4%	
		一般職員	18.5%	
6	個人情報を取り扱う教職員の意識向上のための効果的な施策が見つからない	部課長等	31.3%	
		係長等	21.0%	
		一般職員	28.1%	

同様に、職階による見解の違いを見たところ、部課長等は他の職階に比べていずれの項目についても阻害要因として考える傾向にあった。一方で、一般職員は役職者に比較すると阻害要因として意識する割合が低いことがわかった。特に、部課長等と一般職員の間で顕著な違いが認められた項目は、「2. 全学的な対策基準を策定するための推進母体が定まらない」及び「5. 対策を実施、運用するための十分な要員を確保できない」である。




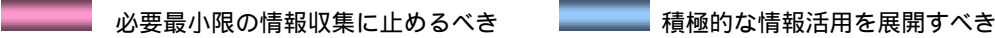
Q14 . 個人情報の活用と保護とのバランスについてどう考えますか？（択一式）				
1	絶対安全な技術はあり得ず、教職員の意識確立も難しい。必要最小限の情報収集と利用に止めるべき	38	13.9%	
2	その時点で適正と認められる標準的な対策基準を適用しながら、積極的な情報活用を展開すべき	222	81.3%	
3	その他	5	1.8%	
-	（未回答）	8	2.9%	

「積極的な情報活用を展開すべき」と回答した割合が多数を占め、全体の 8 割に及んだ（81.3%）。「その他」としては「教職員の倫理意識の確立」、「自分達で基準を決めるよりも外部の基準に合わせるように適用するのが最もコストバランスがよい」という記述があった。





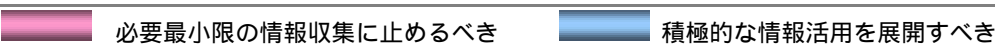
Q3 × Q14 . 「所属部署」と「個人情報保護の活用と保護に関する考え方」の関係		
A	入試、学生、学事・教務、就職、総務・人事・給与、教員	 17.1%(18)      82.9%(87)
B	研究、図書、情報センター	 16.2%(12)      83.8%(62)
C	情報システム	 10.9%(5)      89.1%(41)
D	広報・企画、財務・経理・会計、施設・管財、その他	 8.6%(3)      91.4%(32)
		 必要最小限の情報収集に止めるべき  積極的な情報活用を展開すべき

選択肢の [ 1 ] あるいは [ 2 ] と回答したものについて、所属部署と個人情報保護の活用と保護に関する考え方の関係を見たところ、Cグループ（情報システム）及びDグループ（広報・企画、財務・経理・会計、施設・管財、その他）で「積極的な情報活用を展開すべき」と回答する割合が大きかった。一方、Aグループ（入試、学生、学事・教務、就職、総務・人事・給与、教員）及びBグループ（研究、図書、情報センター）では、「必要最小限の情報収集に止めるべき」と回答する割合が全体平均を上回った。



Q 4 × Q 1 4 .「役職」と「個人情報保護の活用と保護に関する考え方」の関係		
部課長等	局長、室長、部長、課長	 12.9%(4) 87.1%(27)
係長等	係長、主任	 15.8%(9) 84.2%(48)
一般職員	非管理職	 14.6%(25) 85.4%(146)
		 必要最小限の情報収集に止めるべき 積極的な情報活用を展開すべき

職階による違いは認められなかった。

Q 5 × Q 1 4 .「日常的に取り扱う個人データ数」と「個人情報保護の活用と保護に関する考え方」の関係		
1	3万人以上	 12.2%(5) 87.8%(36)
2	5千人～3千人未満	 15.8%(16) 84.2%(85)
3	1千人～5千人未満	 15.0%(9) 85.0%(51)
4	1千人未満	 10.0%(3) 90.0%(27)
		 必要最小限の情報収集に止めるべき 積極的な情報活用を展開すべき

日常業務で取り扱い対象とする個人データの件数との関係を見ると、1千人未満のデータを取り扱っている者について「積極的な情報活用を展開すべき」と回答する割合が大きかったが、データ量との関係で特に相関関係は認められなかった。

Q15. あなたがお使いのパソコンのセキュリティ対策はどのような状態ですか？（複数回答）				
1	入退室管理システム等によって事務室への部外者の立ち入りは制限されている	33	12.1%	
2	パソコンにはセキュリティワイヤーなどの盗難防止措置が施されている	34	12.5%	
3	パソコンの学外（事務室外）への持ち出しが制限されている	73	26.7%	
4	パソコン利用に際しては、個人認証（パスワードや生体認証等）が必要である	214	78.4%	
5	パスワード付スクリーンセーバーの設定が義務付けられている	20	7.3%	
6	フロッピーディスクやUSBメモリなど外部記録媒体へ出力は制限されている	11	4.0%	
7	個人情報がプリントアウトした書類を学外へ持ち出すことは禁止されている	25	9.2%	
8	電子メールの内容及び送受信記録は監視対象となっている	32	11.7%	
9	Webコンテンツのアクセスが制限されている（特定サイトの閲覧不可など）	48	17.6%	

少なくともひとつ以上の対策を実施していると回答した数は242で、全体の88.6%であった。また、9つの選択肢のうち、5つ以上の対策を実施していると回答した数は9で、全体の3.3%であった。最も多かった対策は「4. パソコン利用に際しては、個人認証（パスワードや生体認証等）が必要である」であったが（78.4%）これは安全管理措置としては基本的なレベルに位置づくものであり、この対策すら行っていない割合が21.6%に及んでいるという状況はひとつの問題といえる。また、「6. 外部記録媒体へ出力は制限されている」、「8. 電子メールの内容及び送受信記録は監視対象となっている」、「9. Webコンテンツのアクセスが制限されている」など技術的に有効な対策については、割合として決して多くはないが、すでにいくつかの大学で実施している状況が認められた。